



平成 6年 7/5
(1994年)

No. 927 発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

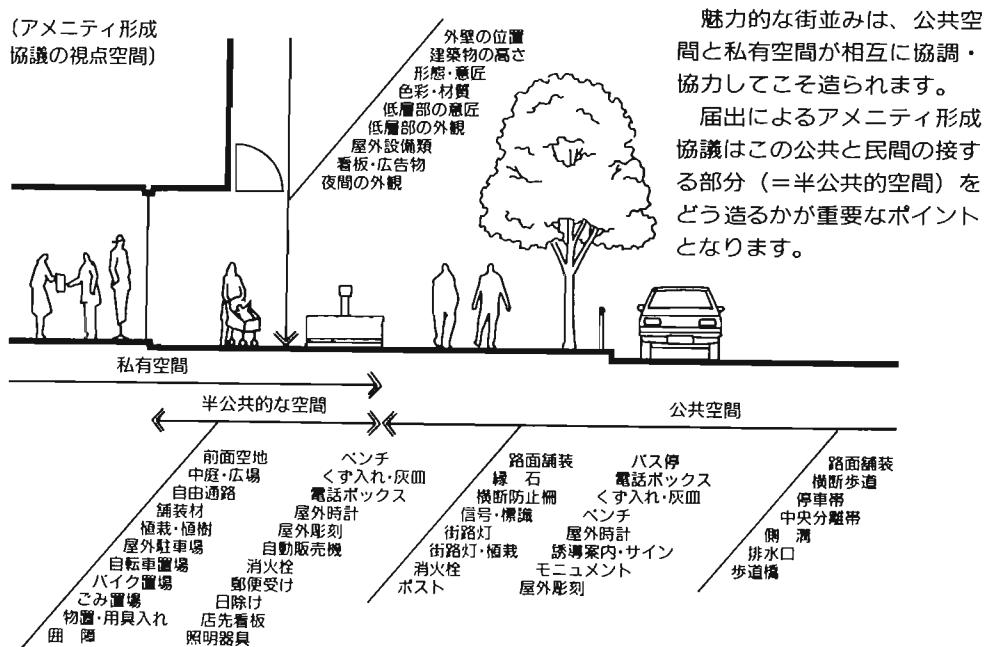
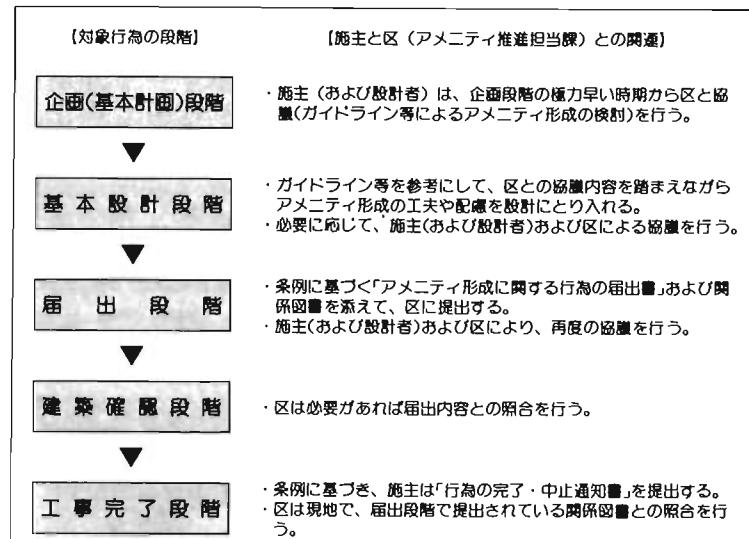
清掃事業移管街頭キャンペーン

~清掃事業は身近な豊島区で!~
7月12日(火)午前10時~11時
池袋駅周辺、巣鴨駅前でポケットティッシュなどを配布します。
◎詳細: リサイクル 清掃対策室内線2192

資源保護のため、
再生紙を使用しています。

建物を建てるとき・広告物や工作物を設置するときには アメニティ形成の届出が必要です

別表①



魅力的な街並みは、公共空間と私有空間が相互に協調・協力してこそ造られます。

届出によるアメニティ形成協議はこの公共と民間の接する部分(=半公共的空間)をどう造るかが重要なポイントとなります。

別表②

届出対象	協議規模	届出対象	協議規模
建築物 (建築基準法第2条第1項に規定するもの) 新築・増築・改築・移転・外観の過半にわたる色彩の変更	延べ床面積 (地階を除く) 商業地域 800m以上 その他の地域 600m以上	土地の形質の変更	面積500m以上のもの
工作物 新築・増築・改築・移転・外観の過半にわたる色彩の変更 (1)建築基準法第88条に規定するもの (2)その他規則で定める工作物	建築基準法施行令第138条に定める規模	アメニティ形成に影響を及ぼすと認められる行為 ①記念碑、彫像、公衆電話ボックスト、バス停留場、案内板、ベンチ、フラワーボット、公用具用器、公用具用吸盤入れの設置、移設、除去、改造、外観の過半にわたる色彩の変更 ②樹木、樹林の伐採	(1)地上1.5mの高さにおける幹周囲 ガ125cm以上の樹木 (2)高さまたは樹冠径が3m以上ある株立ちした樹木 (3)面積が300m以上の集団を形成している樹木
広告物 (屋外広告物法第2条第1項に規定するものうち、広告塔、広告板、建築物その他の工作物に掲出されまたは表示されたもの) 設置・改造・移設・修繕・外観の過半にわたる色彩の変更	屋外広告物条例に基づき申請が必要なもの	③土地区画整理事業 ④都市再開発による市街地再開発事業 ⑤都市計画法による開発行為	面積500m以上のもの
		⑥建築基準法第42条による道路の ・新設または拡幅 ・表枠材の変更 ・歩道の設置または拡幅	

*届出時期はすべて、計画(設計を含む)を容易に変更することができる段階でお願いします。

建物を新築したり、広告物や機械式駐車場などを設置するときには、アメニティ形成のための届出による協議が必要です。計画早期にアメニティ推進担当課までご連絡ください。

区では快適な街を造るために、昨年7月から「アメニティ形成条例」に基づき、户外空間に造るすべての事物を対象に、届出による協議をお願いしています。

内線 2 8 1 6 1 7

◆詳細: アメニティ推進担当課

建物や広告物、工作物など街に造られるものは、所有者個人の観点から造られます。しかし、私有財産とはいえこれらのものは公共的役割も果たしている

人の観点から造られます。しか

め、公共的役割も果たしていない

ものは公共的役割も果たしていません。アメニティ形成の協議は、事業者とともに歩行者や生活者の視点で場所性や地域性、そして人間性を踏まえながらの造り方を考えいくものです。

◇協議・届出の手順: 別表①のとおり ◆届出対象: 別表②のとおり。

◆見学日: 7月28日(木)・29日(金)、8月18日(木)・19日(金)の4回 ◆見学方法:マイクロバスで各施設を回ります ◆対象: 区内在住の小学生とその保護者(乳幼児の同伴はご遠慮ください) ◆費用:無料(た)

今年もやつきました暑い夏。親子そろって楽しい夏休みを過ごしませんか。

10組20名 ◆申込み: 往復は

きに、希望日、参加者名(親子とも)、住所、小学校名、年、電話番号を記入し、7月

170 豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見学会係へ ◆詳細:

内線 2 1 4 1 1 2

豊島区企画部広報課 夏休み

親子施設見

第2回区議会定例会



条例案などを審議

1. 住宅施策の推進

本区の住宅施策の総合的・計画的な推進を目指して昨年9月に策定した「住宅マスター・プラン」に基づき、新規にアーミリ一世帯に対する住み替え家賃助成制度を実施します。9月から募集を開始し、今年度末までに50世帯について助成を実施します。なお、高齢者に対する家賃助成については、前年度末実績で48世帯未満で合計95世帯を対象とする予定です。また、高齢者に対する予定です。

年暮れに緊急支援策として創設された区の損失補償による不況対策臨時特別資金については、この5月末現在で298件、5億780万円の貸付けとなっています。

区立で2番目の特別養護老人ホーム「アトリエ村」が4月27日に落成式を迎えた。

6月23日現在、80名の入所予定者が内定し、そのうち23名の方がすでに入住しています。施設運営には第1回49戸分、年明けには第2回45戸分の募集を行います。

年度から入居を開始する区民住宅について、新条例を制定し、年内には第1回49戸分、年明けには第2回45戸分の募集を行います。

年度から入居を開始する区民住宅についても引き続き厳しい状況にあり、総合経済対策による特別減税に伴う区民税の減収見込額約36億円余について、その財源としての減税補填債の発行を予定するなど、新たな財源確保に努めるとともに、全職員の創意工夫により、なお一層の経費節減を図ります。このため、新たに中期的な展望のもとで今後の行政財政の効率的な運営等を検討する「臨時行財政改革研究会」を設置し、全力でこの財政危機の克服に努めています。

特別区制度改革については、5月24日に東京都から清掃事業の区移管にかかる「特別区における清掃事業の実施案」が区長会に提示されました。この問題については、他の移管対象事業も含め様々な留意すべき課題もあり、特に清掃事業の移管時期については豊島地区清掃工場の建設計画の進ちょく状況をも視野に入れつつ、円滑な移管受けが実現できることを第一義に対応していきます。

次に当面する区政の重要な課題についてご報告申し上げます。

我が国の経済動向は、景気回復に向かっているとの見方がある一方、対ドル円相場が6月21日のニューヨーク市場で戦後初めて1ドル100円を突破するなど、景気動向の不透明感は、まだ払しょくされません。

本区の平成6年度予算においても引き続き極めて厳しい状況にあり、総合経済対策による特

別減税に伴う区民税の減収見込額約36億円余について、その財

源としての減税補填債の発行を予定するなど、新たな財源確保に努めるとともに、全職員の創

意工夫により、なお一層の経費節減を図ります。このため、新

たに中期的な展望のもとで今後

の行政財政の効率的な運営等を検

討する「臨時行財政改革研究会」を設置し、全力でこの財政危機の克服に努めています。

特別区制度改革については、

5月24日に東京都から清掃事業

の区移管にかかる「特別区に

おける清掃事業の実施案」が区

長会に提示されました。この問

題については、他の移管対象事

業も含め様々な留意すべき課題

もあり、特に清掃事業の移管時

期については豊島地区清掃工場

の建設計画の進ちょく状況をも

視野に入れつつ、円滑な移管受

入れが実現できることを第一義

に対応していきます。

次に当面する区政の重要な課題

についてご報告申し上げます。

(要旨)

INFORMATION

地代・家賃の改定に関する 相談が増えてています

～今年は固定資産の評価替えの年です～

年比で、例えば「2倍」になれば、税額は2倍になります。このように、今回の固定資産税の評価替えに伴う税負担は前年に比べて、例えは「2倍」になります。

①固定資産税・都市計画税負担モデル（単位1m ² あたり換算、円）				
年 度	評価額	固定資産税	都市計画税	合計額
5年度	267,000	843	361	1,204
6年度	1,540,000	927	379	1,306
7年度	同上	1,020	398	1,418
8年度	同上	1,122	418	1,540
6/5	5.77倍	1.10倍	1.05倍	1.085倍
9年度	次回の評価替え予定			

注：都内中心部に所在する137.94m²の小規模住宅用地である。小規模住宅用地は非住宅用地に比べ、税額は軽減されています。

②負担調整率早見表	
評価の上昇割合	= 6年度評価額 ÷ 3年度評価額 (5年度も同額)
6年度の税額	= 5年度課税標準額 × 負担調整率

【都市計画税】		
区分	評価の上昇割合	負担調整率
住宅用地	3.6倍以下	1.05
	3.6倍超 4.8倍以下	1.075
	4.8倍超 6.75倍以下	1.1
	6.75倍超 15.0倍以下	1.15
	15.0倍超	1.2
非住宅用地	2.4倍以下	1.05
	2.4倍超 3.2倍以下	1.075
	3.2倍超 4.5倍以下	1.1
	4.5倍超 10.0倍以下	1.15
	10.0倍超 18.0倍以下	1.2
18.0倍超	1.25	

下表①のモデル事例では、平成5年度（平成3年度評価額と同額）に比べて今年の評価額は5.77倍上昇しています。しかし、税額についても8.5%の増加となります。また、一般的には平成5年の評価額で平成6年の評価額を割り、上昇割合を算出し、表②「負担調整率早見表」の該当する倍率の項を見ると、今年の税額の増加割合が分かります。（1.05とは5%増のこと）つまり、税負担はどんなに評価額が上昇しても、住宅用地では前年の税額の5%から最大20%増までにとどまり、非住宅用地では最大25%増になります。ただし、この負担増は平成8年度まで毎年上昇します。①のモデルでは評価額は5.77倍の上昇割合でしたが、表②の負担調整率早見表の住宅用地にては3段目の「4.8倍超（6.75倍）」に該当し、負担調整率は1.1で10%増、「都市計画税」では小規模住宅用地で1.05で5%増、合計の税負担は8.5%増加しています。

このように、今回の固定資産税の評価替えに伴う税負担は前年に比べ、例えは「2倍」にな

るようなことはありません。地代等の設定は、本来当事者の意志の自由な契約によるものですが、平成6年度から8年度の税負担の状況は以上のとおりです。そこで地代改定の参考にしてください。

都税事務所では、所有者の個人情報である土地の税額等は借地人の方には原則としてお知らせできません。ちなみに区内の評価額の平均上昇率は4.2倍です。

こうした点を補完するよう区内標準地が沿接する街路41地区の固定資産税路線価を無料で公開していますので、ご利用ください。

△詳細：豊島都税事務所相談コ

ナード 3981-1211 ◇

東京都主税局相談広報係

5388-2925 ◇ 区民相談

コーナー 内線 2145-17 ◇ 住

宅事業課居住支援係 内線 285

7 ◇ 豊島区法律相談：区民セン

タード 毎週月～金曜午後

相談希望日の1週間前から電話

予約 3984-7601 ◇ 東京

都新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3213-6931

町不動産相談室：東京交通会館

地下1階（月～金曜9時～5時） 3

3984-7601 ◇ 東京

新宿不動産相談室：新宿区小

田急デパート別館ハルク中2階

（営業時間内、火曜休み） 3

343-6930 ◇ 東京交通会館

身边な集会施設

●区民集会室

施設名	所在地	電話	施設内容	日曜開放	利用できない日	利用時間
要町第一区民集会室	要町1-5-1	3974-9226	洋室30名 和室60名	一	日曜日、休日、年末年始(12/29~1/3)	
上池袋第一区民集会室	上池袋1-28-7	3940-4735	洋室40名	○		
南池袋区民集会室	南池袋2-46-13	3985-5543	洋室30名	○		
西池袋第一区民集会室	西池袋3-14-3	5396-9104	和室25名	○		
西池袋第二区民集会室	西池袋3-8-20	5396-9104	洋室70名 和室18名	○		
池袋第二区民集会室	池袋4-21-10	3988-5254	洋室20名 和室30名 和室40名	○		
雑司が谷区民集会室	雑司が谷1-22-8	3988-0388	和室18名 和室35名	○		
高田第二区民集会室	高田3-18-3	3986-9482	洋室20名 洋室50名	○		
南長崎第三区民集会室	南長崎2-16-7	3952-2910	和室35名	○		
長崎第一区民集会室	長崎4-45-6	3956-8184	洋室20名 和室50名	○		
東池袋第一区民集会室	東池袋5-39-18	3983-7861	洋室60名	○		
池袋第三区民集会室	池袋3-29-10	3985-7981	洋室60名	○		
目白第一区民集会室	目白4-31-8	3950-7121	洋室50名	○		
巣鴨第一区民集会室	巣鴨3-13-12	3918-7374	洋室25名 和室45名	* ○		
巣鴨第二区民集会室	巣鴨5-16-5	3916-7534	洋室20名 和室35名	* ○		
巣鴨第三区民集会室	巣鴨1-44-3	5978-3429	和室60名	* ○		
東池袋第三区民集会室	東池袋2-55-6	3987-3041	洋室60名	* ○		
池袋本町第二区民集会室	池袋本町1-40-7	3985-9289	洋室45名	* ○		
目白第二区民集会室	目白3-4-3	3952-2744	洋室55名	* ○		
長崎第二区民集会室	長崎6-10-2	3956-8184	和室45名	○		
長崎第三区民集会室	長崎2-27-18	3956-8181	洋室60名	* ○		
長崎第四区民集会室	長崎6-34-10	5966-4179	洋室55または70名 和室20名	* ○		
千川区民集会室	千川2-9-10	3530-4338	洋室75名	* ○		
西巣鴨区民集会室	西巣鴨2-35-3	3918-4198	洋室50名	○		
上池袋第二区民集会室	上池袋3-13-5	3576-6916	洋室45名	○		
東池袋第二区民集会室	東池袋2-38-10	3971-0781	洋室45名	○		
池袋第一区民集会室	池袋2-24-17	3982-9658	洋室35名 洋室30名	○		
池袋本町第一区民集会室	池袋本町3-9-4	3986-0041	洋室30名	○		
高田第一区民集会室	高田2-11-2	3988-8601	洋室40名	○		
南長崎第一区民集会室	南長崎1-6-1	3950-6871	洋室30名	○		
南長崎第二区民集会室	南長崎6-20-15	3950-8676	洋室45名	○		
要町第二区民集会室	要町3-7-10	3959-2281	洋室30名	○		
高松区民集会室	高松2-25-9	3973-0032	洋室40名	○		

●厚生会館・出張所・社会教育会館等

施設名	所在地	電話	施設内容	日曜開放	利用できない日	利用時間
巣鴨厚生会館	巣鴨3-15-20	3910-9966	洋室60名・32名・30名・20名・15名 和室70名	* ○	月曜日、休日の翌日、年末年始(12/29~1/3)	
目白厚生会館	目白1-7-11	3987-5600	洋室45名・40名・25名 和室50名	* ○		
勤労青少年センター	北大塚1-15-10	3915-2334	洋室80名・60名・30名・30名	—	日曜日、休日、年末年始(12/29~1/3)	
第四出張所	南池袋3-16-10	3987-4835	洋室35名 和室15名	* ○		
第七出張所	南長崎4-29-10	3953-3332	洋室20名 和室70名	* ○		
第九出張所	要町1-49-10	3956-8187	洋室15名 和室40名	* ○		
第十出張所	駒込4-12-3	3918-2333	和室55名	* ○		
第十一出張所	池袋本町1-12-5	3986-6501	洋室10名 和室55名	* ○		
駒込福祉作業所	駒込4-7-1	3910-2301	洋室80名	○		
駒込社会教育会館	駒込2-2-2	3940-2400	集会室60名・40名・30名 和室20名 視聴覚室50名 開催室30名 団体コーナー 幼児コーナー	* ○		
千早社会教育会館	千早2-35-12	3974-1335	集会室80名・45名・30名 会議室20名 和室25名 視聴覚室50名 開催室30名 音楽文化教室30名 陶芸がま室	* ○		
青年館	池袋2-35-5	3986-6740	団体活動室15名 和室50名 視聴覚室50名 音楽教室40名 文化教室30名 教養室20名 レクリエーションホール100名	* ○		
巣鴨社会教育会館	巣鴨4-15-11	3576-2637	会議室36名・24名・20名 多目的ホール 展示コーナー90名	* ○		
南大塚社会教育会館	南大塚2-36-1	3946-4301	集会室80名・30名 会議室24名 和室24名 音楽室40名 開催室24名 団体コーナー 幼児コーナー	* ○		
雑司が谷社会教育会館 教育センター	雑司が谷3-1-7	3590-1253	社会教育会館：展示室 百豪室 奥街室 工作室 陶芸がま室 教育センター：第一・第二・第三会議室 和室	* ○		
豊島体育館	要町3-47-8	3973-1701	洋室40名	○		

手軽に、気軽に生ごみダイエツトノ「コンポスト化処理容器展」
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午前8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後0時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後11時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後12時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後1時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後2時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後3時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後4時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後5時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後6時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後7時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後8時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後9時~内 容: バス見学
●2日目 (8月9日火) 午後10時~内 容: バス見学
●2日目

各種会合・サークル活動などに
ご利用ください

地域の交流が広がる

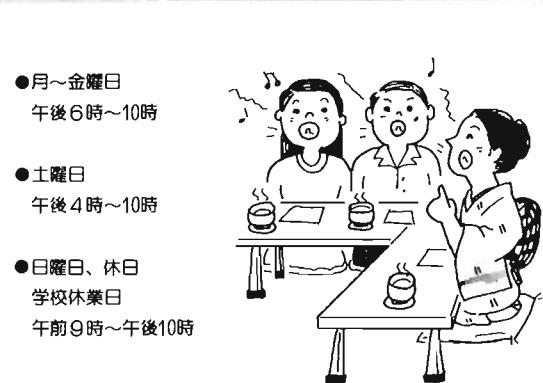
●ことぶきの家・児童館等

施設名	所在地	電話	施設内容	日曜開放	利用できない日	利用時間
高齢者福祉センター	南池袋3-5-12	3984-5896	和室60名 和室30名	—	休日(敬老の日を除く)、 日曜日、毎月末日、 年末年始(12/29~1/4)	●4月から9月 午後6時~10時
駒込ことぶきの家	駒込2-2-4	3917-9818	和室50名	—		●10月から3月 午後6時~9時30分
南大塚ことぶきの家	南大塚2-36-1	3946-7355	和室25名	—		●日曜開放の利用時間 午前9時~午後5時
池袋ことぶきの家	池袋2-24-17	3982-9658	和室50名	—		
要町ことぶきの家	要町3-7-10	3959-2281	和室60名	—		
西巣鶴ことぶきの家	西巣鶴2-35-3	3918-4197	和室50名	○		
上池袋ことぶきの家	上池袋3-13-5	3576-6916	和室70名	○		
東池袋ことぶきの家	東池袋2-38-10	3971-0781	和室70名	○		
西池袋ことぶきの家	西池袋2-37-4	3980-0888	和室40名	○		
池袋本町ことぶきの家	池袋本町3-9-4	3986-0041	和室80名	○		
高田ことぶきの家	高田2-11-2	3988-8601	和室50名	○		
南長崎第一ことぶきの家	南長崎1-6-1	3950-6871	和室60名	○		
南長崎第二ことぶきの家	南長崎6-20-15	3950-8676	和室40名	○		
長崎ことぶきの家	長崎2-27-18	3554-4411	和室100名	○		
高松ことぶきの家	高松2-25-9	3973-7440	和室80名	○		
高田児童館	高田3-38-7	3987-6600	洋室30名	—		
自白児童館	自白2-20-26	3983-6714	洋室20名	—		
長崎第二児童館	長崎2-24-13	5995-6025	洋室30名	—		
千早児童館	千早3-13-9	3974-1665	洋室30名	—		
長崎保健所	長崎3-6-24	3957-1191	洋室80名	—	日曜日、休日、年末年始(12/28~1/4)	

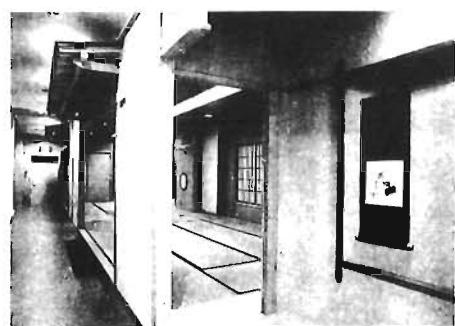
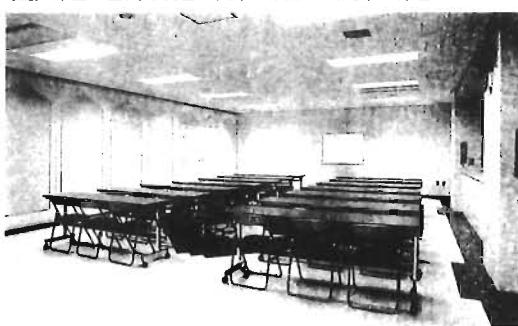


●小学校施設開放

施設名	所在地	電話	施設内容	日曜開放	利用時間
巣鶴小学校	南大塚1-24-10	3946-9551	和室 洋室 ログハウス	○	
西巣鶴小学校	西巣鶴1-27-1	3918-6345	和室 会議室	○	
大塚台小学校	東池袋4-40-1	3987-6275	貞の間(和室) いちょうルーム(会議室) サンシャインルーム(多目的室)	○	
朝日小学校	巣鶴5-33-1	3918-2339	家庭科室 みんなの広場(和室)	○	
池袋第一小学校	上池袋4-28-1	3916-3435	会議室 和室 図書室 音楽室 メティアルーム オーディオルーム 多目的室 カルチャールーム ランチルーム	○	
大明小学校	池袋3-30-8	3986-7186	洋室 和室 オーディオルーム 図書室	○	
池袋第五小学校	池袋4-23-8	3986-2858	椎の木ホール ランチルーム	○	
高田小学校	雑司ヶ谷2-12-1	3987-6278	和室 中央ホール ランチルーム 音楽室 図書室	○	
高南小学校	高田2-12-7	3987-6266	和室 視聴覚室	○	
日出小学校	南池袋2-45-1	3987-4805	和室 会議室 多目的室	○	
自白小学校	自白2-11-6	3987-4801	和室 会議室(洋室) 第二音楽室 図書室 第二工室 フランチルーム	○	
長崎小学校	長崎2-6-3	3956-8146	会議室 多目的ホール	○	
要町小学校	要町2-3-20	3956-8151	いちょうの間(和室) プラタナスルーム(洋室)	○	
椎名町小学校	南長崎4-30-5	3953-6461	椎の木ホール 椎の木和室 図書室 音楽室	○	
千早小学校	千早3-33-5	3956-8154	和室 会議室 ランチルーム 視聴覚室	○	
高松小学校	高松2-57-22	3956-8157	和室 洋室 会議室 多目的室	○	



(注) 休日…国民の祝日に関する法律に規定する休日



ご利用の手続

◇受付時間 …… 午前9時～午後5時

*施設により異なることがあります。

◇費用 …… 無料

◇申込み・詳細 …… 利用する施設の窓口へ直接または電話で申し込み、お問い合わせください。

◆申込資格◆
区内の事業者の方で、次に掲げる認定基準項目を一つでも実施している事業者(生産・製造・流通関連事業者・小売事業者・事務所・オフィス等。また、商街など団体申込みも可)

認定された事業者には、認定証とステッカーを交付します。「リサイクル推進事業者」は、自ら発行する刊行物(チラシ等)で認定事業者であることをPRできるなど、事業所のイメージアップご利用いただけます。

この制度は、日々の業務の中でリサイクルやごみの減量化に取り組んでいる事業者を「リサイクル推進事業者」として認定し、事業者の立場でさらにリサイクルやごみ減量化に協力いたします。ただくことを目的に、昨年9月に新設され、すでに156の事業者が認定されています。

4 「リサイクル推進事業者認定制度」をご利用ください

皆さんのご協力で集められる牛乳パックは、平成2年度から豊島区消費者団体連絡会区内16の消費者団体が、消費生活の向上と安定を図ることを目的として結成)と区の協働で回収を開始して以来、総累計50トンにも達しました。

100%バージンバルブでつくる牛乳パックは、貴重な資源として間屋に売却され、ティッシュペーパーやトイレットペーパーに生まれ変わります。そして、報奨金および売却金は区内の植樹目的とした「みどりの基金」として蓄えられています。現在58万円の積立てがあります。この基金は、豊島区消費者団体連絡会が管理していますが、具体的な用途については、検討中です。

2491 ◆詳細:リサイクル事業課内線

バージンバルブでつくる牛乳パックは、平成2年度から豊島区消費者団体連絡会区内16の消費者団体が、消費生活の向上と安定を図ることを目的として結成)と区の協働で回収を開始して以来、総累計50トンにも達しました。

100%バージンバルブでつくる牛乳パックは、貴重な資源として間屋に売却され、ティッシュペーパーやトイレットペーパーに生まれ変わります。そして、報奨金および売却金は区内の植樹目的とした「みどりの基金」として蓄えられています。現在58万円の積立てがあります。この基金は、豊島区消費者団体連絡会が管理していますが、具体的な用途については、検討中です。

2491 ◆詳細:リサイクル事業課内線

たい化する容器を安価で販売せんします。生ごみのたい化に興味のある方、容器をご覧になりたい方等お気軽にご参加ください。また、同時に虫やハエの発生を防ぐ発酵促進剤のあせんもします。

7月28日(木)午後1時～3時 消費生活センター3階 ◆申込み

◆詳細:リサイクル事業課内線

豊島区総合情報誌

『季刊としま』を発行

7月20日に創刊号を配布

毎月5・15・25日発行の『広報としま』に加えて、夏(7月1日)、秋(10月1日)、冬(1月1日)、春(4月1日)の年4回、新たに『季刊としま』を発行します。

『季刊としま』は、『広報としま』より小さいA4判、縦約30cm、横約21cmで、12頁カラーページの冊子です。

内容は、区の行政情報のほか、地域の様子や出来事を紹介したり、区民の皆さんにもできるだけ多く登場していただき、親しみやすいものをと考えています。

配布は、日刊6大紙(朝日・毎日・読売・東京・産経・日経)の各朝刊に折り込むほか、区役所、出張所などの区施設窓口、



△詳細: 広報係内線 2131

なお現在声の広報・点字広報の郵送を受けている方は、申込み不要です。

△詳細: 広報係内線 2131

